

## 水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領

制 定 平成 30 年 6 月 5 日  
30 水漁第 111 号 水産庁長官承認  
国産水産物流通促進センター

### 第 1 趣旨

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、本助成要領（以下単に「助成要領」という。）の定めるところにより実施するものとする。

### 第 2 プロジェクト計画の作成・承認

漁業者、流通業者、加工業者等又はこれらの団体（以下「加工業者等」という。）が行う新規性・先進性のある手法により国産水産物の流通促進の実証を行う取組（以下「新規・先進プロジェクト」という。）又は加工業者等が連携して国産加工原料の確保や新規販路の開拓等の課題に対処する取組（以下「連携プロジェクト」という。）のプロジェクト実施者として選定された課題提案者は、その旨の通知を受領後速やかに別記様式第 1 号又は別記様式第 16 号（自らが実施するプロジェクトについての様式を用いること。以下同じ。）によりプロジェクト計画承認申請書（以下「計画書」という。）を作成して、国産水産物流通促進センター（以下「センター」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。計画書を変更、中止又は廃止しようとするときも同様とし、その様式は、別記様式第 2 号又は別記様式第 17 号とする。

ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるプロジェクトに必要と認められる経費の項目の追加又は廃止以外の変更については、軽微な変更としてこれを除くものとする。

### 第 3 助成金の交付の申請

- 1 センターから計画書の承認を受けたプロジェクトの課題提案者は、プロジェクト実施者として、センターが別に通知する提出期限までに、センターに別記様式第 3

号又は別記様式第 18 号により助成金の交付申請を行うものとする。交付申請書の内容を変更、中止又は廃止しようとするときも同様とし、その様式は、別記様式第 4 号又は別記様式第 19 号とする。

2 前項において、連携プロジェクトに係る交付申請を行う場合であって、別表の連携プロジェクトに係る経費の (10) 及び (11) について助成を受けようとするときは、運用通知 7-1-(1)・(2) により構成することとされている連携協議会を構成した者のうち、当該機器又は資材を取得する加工業者等が、前項の規定に基づき交付申請を行うものとする。

3 プロジェクト実施者は、第 1 項の規定に基づき申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

#### 第 4 助成金の交付の決定

第 3 第 1 項の規定に基づく申請を受けたセンターは、適当と認める場合には、助成金の交付を決定し、本事業に係る要領等又はこれらに規定する条件を付した上で、その旨をプロジェクト実施者に通知するものとする。

#### 第 5 申請の取下げ

プロジェクト実施者は、適正化法第 9 条第 1 項の規定により助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第 4 条の規定により、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面をセンターに提出するものとする。

#### 第 6 交付決定の取消等

1 センターは、第 3 第 1 項の規定に基づきプロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる項目に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更することができるものとする。

(1) プロジェクト実施者が、法令、本事業に係る要領等又はこれらの規定に基づくセンターの処分に違反した場合

(2) プロジェクト実施者が、助成金をプロジェクト以外の用途に使用した場合

(3) プロジェクト実施者が、プロジェクトに関して、不正、事務手続の遅延、その

他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、プロジェクトの全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 センターは、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 センターは、第1項第1号から第3号までの規定に基づく取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第10第3項の規定を準用する。

#### 第7 助成金の概算払

- 1 プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号又は別記様式第20号により概算払請求書を作成し、センターに対し、概算払請求を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく請求を受けたセンターは、適当と認める場合には、プロジェクト実施者に助成金を概算払するものとする。

#### 第8 状況報告

- 1 プロジェクト実施者は、別記様式第6号又は別記様式第21号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末におけるプロジェクトの遂行状況報告書を作成し、それぞれ翌月15日までにセンターに提出するものとする。
- 2 プロジェクト実施者は、プロジェクトが予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はプロジェクトの遂行が困難となったときは、速やかにセンターにその理由及びそのときまでの遂行状況を報告するものとする。
- 3 前項の規定に基づく報告を受けたセンターは、プロジェクト実施者に対し、プロジェクトの実施について必要な指示を行うものとする。

#### 第9 事業の実績報告及び助成金の精算払

- 1 プロジェクト実施者は、センターに対し、プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号又は別記様式第22号により実績報告書及び添付資料(第12の規定による導入した機器及び資材がある場合は別記様式第14号により作成した財産管理台帳の写し及びその他関係書類並びに第13の規定に基づき策定した管理運営規程の写し)を提出する

とともに、別記様式第 8 号又は別記様式第 23 号により精算払請求を行うものとする。

- 2 第 3 第 3 項ただし書の規定に基づき交付の申請をしたプロジェクト実施者は、実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 第 3 第 3 項ただし書の規定に基づき交付の申請をしたプロジェクト実施者は、第 1 項の規定に基づき実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号又は別記様式第 24 号により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第 10 第 1 項の規定に基づく確定のあった翌年 6 月 20 日までに、同様式によりセンターに報告するものとする。

#### 第 10 助成金の額の確定等

- 1 第 9 第 1 項の規定に基づく実績報告を受けたセンターは、実績報告書等の内容を審査し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨をプロジェクト実施者に通知するとともに助成金を支払うものとする。
- 2 センターは、プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、センターは、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第 11 特許権等の取得報告等

- 1 プロジェクト実施者は、プロジェクト実施の結果、プロジェクトを実施した年度の翌年度以降 5 年以内に得られた技術開発の成果又は意匠が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）のいずれかを取得する見込みがあると認めるときは、遅滞なく、当該特許権等を取得するための出願の手続きを取るとともに、別記様式第 10 号又は別記様式第 25 号の特許権等出願届出書をセンターに事前に提出するものとする。
- 2 プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく、別記様式第 11 号又は別記様式第 26 号の特許権等取得届出書をセンターに提出するものとする。

- 3 プロジェクト実施者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。
  - (1) プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第12-1号又は別記様式第27-1号により事前にセンターと協議するものとする。
  - (2) プロジェクトを実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第12-2号又は別記様式第27-2号によりセンターに報告するものとする。

#### 第12 導入機器の管理及び処分の制限

- 1 本事業によって導入した機器及び資材（導入価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下同じ。以下単に「機器」という。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、本体や看板等に標示板やシールを貼付する等により、本事業により導入したものである旨を明示するものとする。
- 2 プロジェクト実施者は、機器について、処分制限期間中に処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第13号又は別記様式第28号により、センターの承認を受けるものとする。
- 3 第1項に定める機器の処分制限期間は規則第5条の別表に掲げるものとする。

#### 第13 管理運営規程の策定

プロジェクト実施者は、センターに対し、プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、機器の管理運営がプロジェクトの趣旨に即して適正に行われるよう、別記様式第15号により管理運営規程を定め、第9第1項に規定する実績報告書とともに提出し、これに基づいて機器の管理運営を行うものとする。

#### 第14 関係書類の整備

プロジェクト実施者は、別表の経費について他の経理と区分してプロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

また、第9第1項の添付書類のうち、別記様式第14号による財産管理台帳及びその他関係書類については、処分制限期間が終了するまで整備保管するものとする。

#### 第15 指導

センターは、プロジェクト実施者に対し、本事業の実施について必要な指導を行うものとする。

## 第 16 その他

この助成要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、水産庁及びセンターが協議の上、定めるものとする。

## 別表

区分	経 費	重要な変更
新規・先進プロジェクト	(1) 市場調査・商談等旅費 (2) コンサルティング経費 (3) プロモーション資材等作成費 (4) 金利 (5) 保管料 (6) 入出庫料 (7) 加工経費 (8) 運送経費 (9) 水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 (10) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 (11) その他、新規・先進プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費	経費の欄に掲げる(1)から(11)の項目の追加又は廃止
連携プロジェクト	(1) 連携体制を構築するために要する経費 (2) 市場調査・商談等旅費 (3) コンサルティング経費 (4) プロモーション資材等作成費 (5) 金利 (6) 保管料 (7) 入出庫料 (8) 加工経費 (9) 運送経費 (10) 水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 (11) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 (12) その他、連携プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費	経費の欄に掲げる(1)から(12)の項目の追加又は廃止